

条例の趣旨説明（3月19日経済総務委員会にて）

今議会におきまして提案致しております「京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例」について、提案説明を申し述べさせていただきます。本条例は、信頼回復と再生のための抜本的改革大綱の技能労務職採用に関する事項の遵守を明文化したものであります。いうまでもなく、抜本的改革大綱は度重なる職員不祥事とごみ収集現場の問題が表面化した平成18年8月、京都市議会は、臨時議会を召集し、連合審査会を設置し、市民理解が得られるような対策を講じるよう行政に強く迫った結果策定された計画であります。

これはその後、一連の不祥事の原因究明と再発防止策を検討する調査特別委員会へと問題は引き継がれ、その後京都市としてもその進捗状況を報告、公表し、議会としても確認しながら取り組みを進めてきた経緯がございます。しかしながら、昨年11月、突如、この大綱の根幹をなす政策、すなわち街美化業務員の採用凍結、技能労務職採用の凍結が突如解除され、先日採用が内定いたしました。

行財政局は改革大綱に書かれた「当分の間」という表現の解釈において、目途が立った為に採用を再開したとの見解であります。技能労務職の民間委託化についても未だ6割程度しか進んでおりません。また、これは策定当初の数字に問題があったわけですが、作業長など現場作業従事者が含まれておらず、それらを加味すると削減率は25%程度であります。また昨年も貸金業法違反をはじめ不祥事はなくなっておらず、我々としては未だに目途が立ったという認識をしておりません。従いまして、条例を制定し、引き続きしっかりと監視をしていくべきであると考えております。

条文につきましては、第一条に趣旨、第二条に採用に関する計画的実施について。これは、あくまで改革大綱の中の技能労務職の採用に関するくだりについて、あらためて計画実施を定義づけたものであります。第三条では、それらの計画を遂行し、議会として適正に執行されるよう監視を行うと言うものであり、前項達成に向け報告と公表を義務付けております。尚、2月付けで内定している既に採用が行われた技能労務職職員については、経過措置を設け、適用しないこととしております。

抜本的改革大綱は京都市全体の大変重要な京都市職員の不祥事という問題解決に向けた市の基幹計画であります。議会の監視強化を図り、計画が適正に執行されるように促すべく条例を策定するものであります。

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。